

令和8年度 地域文化財総合活用推進事業  
(地域伝統行事・民俗芸能等) 交付要望書 作成にあたって

大阪市文化遺産活用実行委員会事務局

この令和8年度地域文化財総合活用推進事業は、文化庁の「令和8年度地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等）【文化芸術振興費補助金】募集案内」（以下「募集案内」）により実施するものです。

応募にあたっては、大阪市文化遺産活用実行委員会に参加して、その構成団体となることを了承し、同委員会事務局あてに、次の書類を電子データで提出いただく必要があります。

まずは、補助対象となりうる事業であるかを事務局まで電話・メールにてご確認いただき、そのうえで**令和7年12月17日（水）**までに交付要望書等を下記へメールしてください。

（1）「令和8年度地域伝統行事等交付要望書（大阪市書式）」（以下「要望書」）

【Excel形式】

（2）団体規約・構成員名簿（様式任意）【PDF形式】

（3）見積書（様式任意）【PDF形式】（税込み10万円以上の支出がある場合）

（4）仕様書（様式任意）【PDF形式】

（5）専門家の指導書（様式任意）【PDF形式】

（この専門家とは民俗文化財等に関係する大学教授、学芸員等にあたり、各団体より専門家へ依頼してもらいます）

●（1）～（5）をふまえて、実行委員会事務局で「要望書」をとりまとめ、文化庁に提出いたします。

●参加できる団体は「募集案内」に基づき、「地域の文化遺産の所有者、保護団体（保存会）」とします。

●補助対象経費の上限は本市から要望するすべての事業を合わせて1,000万円です。

●事業実施期間は、「令和8年4月1日から令和9年3月12日」としてください。

●「要望書」作成にあたっては、文化庁ホームページ上の「募集案内」を熟読ください。

●提出データは、事業終了後も5年間は団体で責任をもって保管しておいてください。（この事業に関する書類・電子データは令和13年3月31日まで保管）

●交付申請や事業実施時に、「要望書」にない新たな要素を追加することはできません（細部の変更は可能です）。対象となる経費・ならない経費の区別、単価については、「募集案内」p6～10を参考にしてください。

●用具等整備事業の対象については、「募集案内」のp4～5を参照してください。またp4の【事業の留意点】にあるように、専門家（「募集案内」p37参照）の指導をふまえた仕様書（文章・図面・写真）と、その指導内容を記した書面（様式任意）を、「要望書」とともに提出することが必要です。

【問合せ・書類データ送付先】 大阪市文化遺産活用実行委員会事務局（大阪市教育委員会事務局文化財保護課） 電話：06-6208-9169 メール：ua0010@city.osaka.lg.jp